

4. 水際対策に関するマニュアル

水際対策に関するマニュアル 概要

基本的な考え方

- ・ 県内への新型コロナウイルス等の侵入をできる限り遅らせ、県内の医療提供体制等の確保等、感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。
- ・ 有事の際に円滑かつ迅速な水際対策を講ずるため、平時から訓練への参加や関係機関等との相互協力体制の整備等を実施する。
- ・ 水際対策の強化、縮小又は中止等は、国の方針決定に基づき、実施する。

	準備期	初動期	対応期
取組概要	<p>有事の際に円滑かつ迅速な水際対策を講ずるため、平時から水際対策に係る訓練への参加や必要な物資の備蓄、体制整備等を行う</p> <p>○水際対策の実施に関する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫所が実施する訓練への参加 ・ 対策の具体や連絡手順、協力事項等について訓練を通じて関係機関間で共有 ・ 個人防護具や感染症対策物資の備蓄 ・ 国のシステムを活用した健康監視体制や質問票の入力体制等の整備 <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫所や医療機関等との平時からの相互協力体制の整備 	<p>検疫の強化の実施により、新型コロナウイルス等の県内への侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、県内の医療提供体制等の確保等、感染症への対策に対応する準備を行う時間を確保する</p> <p>○検疫の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国者について、有症状者の把握、診察、検査、隔離、停留、健康監視等の実施 ・ 停留しない者に対しては、宿泊施設や居宅等での待機要請、健康監視等を実施 ・ 積極的疫学調査の実施 	<p>国の方針決定に基づき、水際対策の強化、縮小又は中止等を実施する</p> <p>○状況の変化に応じた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針決定に基づき、県の水際対策の強化、縮小又は中止等を実施
内容			

目次

第1章 水際対策の概要.....	73
第2章 準備期の対応	75
1 水際対策の実施に関する体制の整備	75
2 在外邦人や出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備	76
3 関係機関との連携.....	76
4 県の対応	77
第3章 初動期の対応	78
1 検疫の強化.....	78
2 対象者ごとの具体的な対応（※ただし、状況の変化に応じた適切な対応を行う。）	83
3 クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される場合の対応	85
第4章 対応期の対応	86
第5章 関係機関との連携.....	87
（参考）海外での発生情報がない中で、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の対応	87

第1章 水際対策の概要

1 水際対策の概要

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講ずることができるよう、平時に可能な限りの準備等を行うことが肝要である。そのため、平時から水際対策に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資及び施設を確保し、システムの整備を行う。また、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、在外邦人や出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行うことができるよう、海外における感染症情報の収集・提供体制を整備する。

国は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、直ちに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、県は、石川県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という）及び、保健医療調整本部を設置する。関係省庁は、決定された基本的対処方針に基づき、在外邦人や出国予定者への感染症危険情報の発出、帰国者及び入国者（以下「帰国者等」という。）の検疫措置の強化（隔離、停留、宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第2項に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）や居宅等での待機要請、健康監視等）、検疫を実施する空港・港（以下「検疫実施空港・港」という。）の集約化、入国制限等（政府対策本部決定に基づく上陸拒否対象国・地域の指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止、入国者総数の上限数の設定、査証制限、船舶・航空機の運航制限の要請等）の水際対策を実施する。

2 本マニュアルにおける用語の定義

(1) 有症者

発熱、咳など、健康状態に何らかの異状を呈している者

(2) 患者

ア 新型インフルエンザ等と診断された者

イ 新型インフルエンザ等の疑似症を呈している者であって新型インフルエンザウイルスに感染したおそれがある者

(3) 濃厚接触者

ア 渡航中に患者と行動をともにした家族や友人等

イ 搭乗・乗船中に患者の世話をした乗務員・乗組員又は機内・船内等において患者の一定距離内に着座していた者等であって検疫官が濃厚接触者と判断したもの

ウ 濃厚接触者に該当するかどうかの判断に当たっては、患者の動きなども勘案する。なお、濃厚接触者の定義については、新型インフルエンザ等の症例定義が明らかになり次第、改めて明確化する。

(4) 同乗者

患者と同じ貨物専用機・貨物船に乗り合わせた者

第2章 準備期の対応

1 水際対策の実施に関する体制の整備

- (1) 県及び保健所を設置する金沢市（以下「県等」という。）の水際対策関係者は、検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。また、水際対策関係者は個人防護具の整備を行う。
- (2) 厚生労働省は、予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、十分な感染対策を行わずに、患者に濃厚接触した者は必要に応じて予防投与の対象とすること等、関係者への処方体制について検討し、必要な措置を講ずる。
- (3) 厚生労働省及び検疫所は、検疫所が保有する個人防護具や消毒用アルコール等の備蓄、医療機関や宿泊施設の確保状況、検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）し、不足が認められる場合は、速やかに対応する。
- (4) 厚生労働省は、宿泊施設での停留や待機要請を行う場合に備え、あらかじめ停留や待機施設の運営のための体制を構築するとともに、停留や待機施設の運営に従事を予定する職員に対して、あらかじめ必要な研修等を実施する。
- (5) 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時に予想される隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請、健康監視等の検疫措置の内容やその目的について、ホームページ等を利用して周知する。
- (6) 県等は、厚生労働省及びデジタル庁が整備したシステムを質問票の入力等や健康監視等に活用する。
 - ア 厚生労働省及びデジタル庁は、検疫法（昭和26年法律第201号）第12条の規定に基づく帰国者等への質問、証明書の添付及び同法第18条第5項等の規定に基づく県等への帰国者等情報の共有等について、オンラインで完結できるよう必要なシステムを整備し、随時更新する。
 - イ デジタル庁及び厚生労働省は、Visit Japan Webと上記システムとの連携を行う。
- (7) 厚生労働省及び国土交通省は、検疫実施空港・港の集約化について、新型インフルエンザ等発生時に迅速に対応できるよう、就航実績に応じた各検疫実施空港・港の集約や分担をあらかじめ想定しておく。
- (8) 厚生労働省及び国土交通省は、集約対象の定期便の検疫実施空港・港を指定するための具体的手順を策定するとともに、運航計画の変更、乗客

への周知、キャンセル対応等について、航空会社等と調整し、必要な準備を進める。

なお、航空会社等との調整には、必要かつ十分な時間を確保することに留意する。

2 在外邦人や出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備

- (1) 外務省、厚生労働省及び関係省庁は、新型インフルエンザ等発生時における混乱を避け、帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現するために、日頃から新型インフルエンザ等の発生情報に関して諸外国や国際機関等と緊密に情報交換できる体制を整え、新型インフルエンザ等の発生の疑いの段階で情報を収集し、分かりやすく情報提供・共有を行う準備を進める。
- (2) 厚生労働省及び外務省は、諸外国（特に日本各地との定期便のあるハブ空港を有する国）における新型インフルエンザ等発生初期の水際対策に係る情報を収集し、分かりやすく情報提供・共有を行う準備を進める。
- (3) 外務省は、在外邦人が、滞在国における新型インフルエンザ等の発生時に、自らの判断と責任において、帰国するか否かを適切に選択することができるよう、滞在国における感染拡大の状況、医療体制や治療薬等の治療手段の入手可能性、滞在国政府の方針等について適時正確な情報を発出する準備を進める。
- (4) 外務省、厚生労働省及び国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）は、在外邦人に対する感染症危険情報の発出、健康安全講話の実施等によるリスクコミュニケーションが適切に行われるよう、相互の連携体制を整備する。
- (5) 外務省は、新型インフルエンザ等発生時に在外邦人の輸送手段が円滑に確保されるよう、防衛省、海上保安庁、国土交通省及び厚生労働省と連携し、チャーター便、政府専用機等による輸送の安全の確保に関する必要な準備を進める。

3 関係機関との連携

- (1) 厚生労働省は、質問票等により得られた情報について、情報提供の方法や提供する情報の内容について県等と調整し、方針を決定する。
- (2) 厚生労働省、検疫所及び国土交通省は、新型インフルエンザ等発生時又は発生疑い時において、発生国・地域から検疫飛行場以外の空港を利用

するチャーター便について、あらかじめ航空会社等に自粛を要請する旨を説明する。

- (3) 検疫所は、新型インフルエンザ等の発生時又は発生疑い時における、質問票及び入国後の注意喚起事項を記載した健康カードの旅客機・旅客船（貨客船を含む。以下同じ。）への搭載や乗客等への配付について、検疫法第 23 条の 2 の規定に基づき、航空会社等に対し事前に国内外の事業所等への配備を含め、あらかじめ協力を求める。
- (4) 厚生労働省及び検疫所は、隔離、停留や待機要請で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定や契約を締結する。また、検疫所は、県等と協力して病院等の選定を行い、円滑に隔離等を行えるよう県等との連携体制を構築し、定期的に入院調整スキームを確認する。
- (5) 検疫所は、同時に多数の患者が発生した場合に備え、医療機関や宿泊施設への搬送に対して、消防機関への応援要請や民間救急の活用についてのスキームを確認する。この場合、検疫所が搬送の主体となるので、救急隊員等が必要とする個人防護具や車内の消毒用薬剤等の資器材については検疫所が用意する。
- (6) 検疫所は、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等の実施体制を整備するとともに、県等と協議し、採取した検体の検査を石川県保健環境センター及び金沢市環境衛生試験所（以下「地方衛生研究所」という。）又は民間検査機関等に依頼するなど相互協力体制を整える。

なお、本県においては、新潟検疫所小松空港出張所又は新潟検疫所金沢・七尾出張所と協議し、検査実施機関について検討することとする。

4 県の対応

県は、国の対応に基づき、海外発生初動期に備え、新潟検疫所小松空港出張所又は新潟検疫所金沢・七尾出張所、感染症指定医療機関及び地方衛生研究所と調整し、相互協力体制を確保する。

第3章 初動期の対応

1 検疫の強化

(1) 検疫の強化

検疫措置の強化は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が示す基本的対処方針によって、その発生国・地域（以下「発生国」という。）から来航する航空機・船舶に対し、新型インフルエンザ等に係る検疫強化が決定された時点から開始される。

なお、国内での感染が拡大した段階で、感染の状況に応じて検疫措置は縮小される。

(2) 検疫等の基本的流れ

発生国からの入国者（乗務員・乗組員を含む。）については、以下により対応される。

ア 事前の患者発生報告

機長（船舶の長）から、検疫所長に対し、空港（港）に到着前に、有症状者の発生について報告がある。

イ 入国者に対する健康状態の把握

入国者全員に対し、検疫官によるサーモグラフィーでの体温測定など、健康状態質問票を用いた健康状態の把握が行われる。

ウ 医師の診察及び検査

入国者に対する健康状態の把握の結果、有症状者には、検疫所の医師（感染症指定医療機関の医師が兼務）による診察と新型インフルエンザ等のPCR検査（以下「PCR検査」という。）の検体（咽頭拭い液等）採取が実施される。

PCR検査は、原則、検疫所にて実施する。また、県は、保健環境センターでのPCR検査の実施について必要に応じて検討する。保健環境センターにおいてPCR検査を実施する場合、PCR検査の検体は、検疫所職員が保健環境センターへ搬送する。

エ 隔離

検疫所は、検疫所の医師による診察及び検査を実施したあと、検疫委託医療機関（感染症指定医療機関が委託されている）に患者を搬送し、隔離する。その際、県等は、隔離先の医療機関に円滑に入院等を行うことができるよう、連携して入院調整を行う。

患者の搬送については、事前に隔離に係る入院を委託する医療機関（感染症指定医療機関）との間で、連絡体制、搬送方法等が定められる。

なお、その実施が困難な場合には、事前に協議の上、検疫所長の依頼により、健康推進課を通じて、保健福祉センター等における搬送等の協力体制を整える。

オ 県知事及び金沢市長への患者発生報告

検疫所長は、患者発生等について、患者の居所の所在地を管轄する県知事又は保健所設置市である金沢市長（以下、「県知事等」という。）に対し、その旨を通報する。

カ 県警は、検疫実施空港・港及びその周辺等において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。また、患者及び検体の搬送に係る協力を行う。

(3) 停留

ア 基本的な考え方

患者との濃厚接触者については、患者の検査結果が判明するまで、検疫所長が定めた場所において一時待機（停留）する。

患者の新型インフルエンザ等検査の結果が陰性であった場合は、濃厚接触者の停留が解除され、健康監視の対象者となる。

イ 対象者の範囲

(7) 停留は、個人の行動を一定期間制限することから、人権に配慮し、その実施及び対象者の範囲については、判断の時点における最新の科学的知見を踏まえ、感染拡大防止に必要な最小の対象範囲かつ日数とするとともに、居宅等での待機要請や健康監視での対応も含めて検討し、必要な措置を講ずる。

(イ) 病原体の病原性、感染性等を考慮し、停留対象者を限定することを検討し、必要な措置を講ずる。停留を行う場合の対象者（帰国者等に限る。）の範囲については、以下の a、b のパターンが考えられる。

a 患者と同一旅程の同行者（出発空港・港で初めて合流した者を除く。以下同じ。）

b 患者と同一機内・船内の者で次のうち厚生労働省と調整の上、検疫所が必要と判断した者

(a) 患者と同一旅程の同行者

(b) 患者の座席周囲の者

(c) 乗務員等で患者の飛沫に曝露した者

ウ 停留場所の確保

(7) 停留場所としては、医療機関の活用を考えるが、限られた資源を有効に活用する必要もあることから、医療機関以外の施設の活用についても検討し、必要な措置を講ずる。その場合、次に掲げる要件を満

たす施設が適当である。なお、貨物船において患者発生があった場合の停留においては、貨物船内の居室等を活用する。

- a 停留施設として使用する宿泊施設の決定に当たっては、検疫実施空港・港の所在地に限定せず、停留対象者を搬送する際の利便性及び検疫実施空港・港からのアクセス性等を考慮し、必要な施設を確保する。
- b その時点では発症していない者に一定の場所に留まってもらう必要があるため、肉体的・精神的負担ができるだけ少なく過ごすことができ、衛生面でも問題がない施設とする。
- c 停留対象者間の接触を最小限に抑える観点から、部屋の中に風呂、トイレ、テレビ、電話及び通信環境等の設備が設置されている等、原則一人一室で使用でき、停留対象者が使用する場所と職員や一般利用者が利用する場所とを明確に区別する等の感染症のまん延を防止するために必要な措置を講ずられる宿泊施設の使用を優先して検討し、必要な措置を講ずる。

- (イ) 厚生労働省及び検疫所は、宿泊施設等の開設者等に対し事前に説明を行い、施設の使用に関して同意を得ることができるように努める。周囲の宿泊施設の確保を進めて、県等に説明を行う。

エ その他

県警は、停留場所及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(4) 停留しない者に対する待機要請、健康監視の実施

ア 基本的な考え方

検疫所は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者であって、停留されない者に対し、検疫法第 16 条の 2 第 2 項の規定に基づく宿泊施設・居宅等で待機を要請する。また、検疫所は、検疫法第 18 条第 5 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者であって、停留されない者の居所の所在地を管轄する県知事等に対し、その旨を通知し、県知事等は、当該者に対し、検疫所が定めた期間内の健康監視を行う。

→<健康監視の内容>

- (ア) 帰宅するまでの間、検疫所で配布されたマスクの着用
- (イ) 一定期間の外出自粛
- (ウ) 朝夕の体調、身体に異状をきたした場合の報告等

イ 対象者の範囲

宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視（帰国者等に限る。）の対象範囲は、以下の（ア）から（オ）までのパターンが考えられる。

- （ア）患者と同一旅程の同行者
- （イ）患者と同一機内・船内の者で次のうち厚生労働省と調整の上、検疫所が必要と判断した者
 - a 患者と同一旅程の同行者
 - b 患者の座席周囲の者
 - c 乗務員等で患者の飛沫にばく露した者
- （ウ）確定患者の発生した旅客機又は旅客船の全員
- （エ）発生国において、感染した又は感染したおそれのある者と接触のあった者
- （オ）発生国からの全員

ウ 第三国を経由した帰国者等への対応方針

第三国（発生国以外の国・地域をいう。以下同じ。）を経由した帰国者等に関連する隔離、停留、宿泊施設又は居宅等での待機要請及び健康監視については、上記に準じた対応とする。

- （5）健康監視等により健康状態に異状をきたした者を確認した場合の対応
県知事等は、健康監視等により健康状態に異状をきたした者を確認したときは、当該者に対するPCR検査を実施するとともに、その結果を厚生労働省に報告し、情報を共有する。
- （6）新型インフルエンザ等感染を疑うものが発生した場合の対外的な対応
検疫所における患者等に関する報道機関等への対外的な対応は、原則として厚生労働省で行われる。
- （7）検疫の集約化

ア 基本的な考え方

（ア）隔離、停留等を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの船舶・航空機の運航状況等を踏まえ、発生国からの帰国者等の分散化を避け、万が一、帰国者等の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、7空港（5空港＋2空港）、4海港の中から特定検疫港等に指定して、集約化を図ることを検討し、必要な措置を講ずる。なお、北海道及び沖縄県の地理的要因から、新千歳空港及び那覇空港は、他の5空港に比べ、医療に係る物的・人的資源が乏しい環境下であり、当該資源の十分な確保や空港の受入体制整備に時間を要することから、新千歳空港及び那覇空港の集約化に際しては、北海道及び沖縄県の関係部局と事前に十分に調整し、他の5空港に比べ慎重に受入体制整備の実

現可能性に係る検討を行った上で、必要に応じて準備を進め、準備期の国際線受入数を上回らない範囲内で集約化を行う必要がある。

- a 5 空港（成田・羽田・関西・中部・福岡）＋2 空港（新千歳・那覇）
- b 4 海港（横浜・神戸・関門・博多）

（注1）特定検疫飛行場においては、発生国から来航する旅客機の検疫実施場所を可能な限り限定する。

（注2）貨物船については、上記以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討し、必要な措置を講ずる。

- (イ) この決定は極めて短期間に行う必要があるため、準備期から、検疫集約化の実施手順や方法、停留等のあり方、入国審査、税関等における対応等を具体的に整理する。
- (ウ) 検疫の実務的な要領は、厚生労働省により別途定められる。

イ 県の対応

(7) 検疫が集約化された場合

発生国からの貨物専用機及び貨物船における乗組員等の入国者並びに第三国経由で入国しようとする者に対する検疫が行われることとなる。

- a 小松空港－貨物専用機
- b 金沢及び七尾港－貨物船
- c 第三国を経由して入国しようとする発生国（地域）在住・滞在者

(イ) 集約化されない場合

発生国からの航空機（貨物専用機等を含む）及び船舶（貨物船等を含む）における乗客等の入国者並びに第三国経由で入国しようとする者に対する検疫が行われることとなる。

- a 小松及び能登空港－航空機
- b 金沢及び七尾港－船舶
- c 第三国を経由して入国しようとする発生国（地域）在住・滞在者

(8) 水際対策を徹底するための措置

ア 基本的な考え方

水際対策の実効性を高めるためには、自主申告や待機要請等への協力等、帰国者等の協力が不可欠である。帰国者等の協力を得るためにも、厚生労働省を中心に政府が水際対策の内容や根拠等を分かりやすく説明することが必要である。その一方で、待機要請に協力しない者も一定数存在するため、水際対策を徹底するための措置及び水際対策への協力が得られない者に対する措置を検討し、実施する。

なお、水際対策への協力が得られない者に対する措置は罰則的な意味合いが含まれるため、この措置を実施する際には適用基準を事前に周知する。

イ 措置の範囲

水際対策を徹底するための措置や水際対策への協力が得られない者に対する措置としては以下のようなものが考えられるが、具体的な内容は、厚生労働省が、関係省庁と協議した上で、政府対策本部に措置内容を上申し、同本部は内容を決定し、公表する。

2 対象者ごとの具体的な対応（※ただし、状況の変化に応じた適切な対応を行う。）

※検疫に関する対応については、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性、また発生段階に応じて異なることから、以下には基本的な考えとして、病原性の情報が不足しており、かつ初期（国内感染早期まで）の段階のものを示す。

(1) 有症者（新型インフルエンザ等感染を疑うもの）への対応

ア 新型インフルエンザ等に感染している可能性がある場合には、航空機（船舶）内で検疫所の医師により、有症者に対し健康状態質問票（以下、「質問票」という。）及び調査票を基に診察が行われる。

イ 診察時に、新型インフルエンザ等感染を疑うものからPCR検査の検体が採取され、原則、検疫所にてPCR検査を実施する。また、県は、保健環境センターでのPCR検査の実施について、必要に応じて検討する。

ウ 県等は、国が、検疫法に基づく隔離、停留や施設待機を実施する際に、医療機関に円滑に入院等を行うことができるよう、連携して入院調整を行う。

エ 検体の採取後、検疫所職員により当該者は委託医療機関（感染症指定医療機関）へ搬送され、隔離が行われる。

オ 検疫所長は、委託医療機関の医師に代用させ、感染症発生に係る届出様式を用いて、「疑似症患者」として、医療機関を管轄する保健福祉センター等へ届け出る。

（状況によっては、PCR検査による結果判明後、確定例として届け出ることとなる。）

カ PCR検査によって、新型インフルエンザ等ウイルスを保有していないことが確認されたときは、原則として、新型インフルエンザ等感染を疑う者の隔離措置が解除される。検疫所長から当該者の居所の所在地を管轄する県知事等へ健康監視下にある旨の通報が行われるため、保健福祉センター等は期間内の健康監視を実施する。

(2) 濃厚接触者への対応

- ア 濃厚接触者は、航空機（船舶）内にて、質問票及びサーモグラフィー等により健康状態が確認され、健康状態に異状がなければ、マスクと健康状態の報告のちらしが配布され、検疫所長が定めた適切な場所において停留措置が行われる。
- イ 濃厚接触者の搬送は、検疫所により実施される。
- ウ 濃厚接触者の健康状態に異状を生じた場合には、当該者に対し、PCR検査が実施され、必要に応じ、隔離措置の対象となり、委託医療機関への搬送が実施される。
- エ 新型インフルエンザ等感染を疑う者のPCR検査等の結果が陰性で、隔離措置が解除されたときは、その濃厚接触者の停留措置も解除され、健康監視が実施される。
- オ 健康監視について、検疫所長から当該者の居所の所在地を管轄する県知事等に健康監視下にある旨の通報が行われるため、保健福祉センター等は、迅速に対応体制を整える。
- カ 新型インフルエンザ等感染を疑う者のPCR検査結果が判明次第、健康監視対象者の居所の所在地を管轄する県知事等に通報される。

(3) 同乗者及び発生源からの入国者への対応

- ア 同乗者及び発生源からの入国者に対し、航空機（船舶）内にて、質問票及びサーモグラフィー等により健康状態が確認され、異状が確認された場合には、検疫所の医師による診察等が実施される。
- イ 健康状態に異状がなければ、マスクと健康状態の報告のちらしが配布され、健康監視の対象者となる。
- ウ 健康監視について、検疫所長から当該者の居所の所在地を管轄する県知事等に健康監視下にある旨の通報が行われるため、迅速に対応体制を整える。
- エ 同乗者の健康監視においては、新型インフルエンザ等感染を疑う者のPCR検査結果が判明次第、健康監視対象者の居所の所在地を管轄する県知事等に通報される。

(4) 検疫業務に関わる者の安全確保

検疫所職員が、不完全な感染防御で患者と接触するなど感染が疑われる場合、検疫所において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が実施されるとともに、感染症法に基づく措置の対象になり得るため、最寄りの保健福祉センター等に報告される。

保健福祉センター等は、検疫所長からの報告に基づき健康監視等を行う。

3 クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される場合の対応

県等は、水際対策について、特に、クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される場合には、国の判断に基づき、必要に応じて協力する。

第4章 対応期の対応

水際対策は、政府対策本部が、新型インフルエンザ等に関する病原性等について新たな情報が入手された場合や国内外における発生状況の変化等により対策の合理性が認められなくなったと判断する場合に、政府対策本部が強化、縮小又は中止等の見直しを行う。

第5章 関係機関との連携

1 検疫所、保健福祉センター等及び感染症指定医療機関等の関係機関は連携を密にし、初動体制を構築するために、検疫所が中心となって訓練等を実施する。

→〈関係機関〉

- (1) 検疫所
- (2) 委託医療機関（感染症指定医療機関が兼務）
- (3) 保健福祉センター及び金沢市保健所
- (4) 地方衛生研究所

2 県警は、検疫所長の要請により、検疫所及び停留場所並びにその周辺地域において、検疫業務が円滑に行われるよう、必要に応じた警戒活動等の体制を整える。さらに、大規模な混乱等に対する機動隊の運用についても検討する。

（参考）海外での発生情報がない中で、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の対応

1 基本的な考え方

我が国で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合、国際保健規則（IHR）を踏まえ、国際的な責任を果たす観点から、国外に感染を拡大させないよう、できる限り感染者を国内に留め置くことが必要である。また、起源（鳥、哺乳類の種等）を明らかにし、感染拡大防止に努める。県等は、患者への入院勧告・措置、周辺の消毒、積極的疫学調査の上、必要な措置を実施する。

2 患者への出国自粛勧告等

- (1) 政府対策本部は、患者に対し、不要不急の出国を自粛するよう勧告し、厚生労働省、外務省等は、ホームページ等においてこれを周知する。
- (2) 国土交通省は、発熱している等感染している可能性が高い者が乗船・搭乗しようとした場合には、厚生労働省が作成した指針（患者及び疑似症患者の定義）に従い拒否を行うべきことを、船舶・航空会社に注意喚起する。
- (3) 外務省は、在外邦人に対し、政府対策本部が発信する情報の迅速な提供に努める。
- (4) 国内外における発生状況の変化等を踏まえ、必要に応じてこれらの対応を順次縮小する。